

開発事業等に伴う小売店舗の設置のための協議に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響に鑑み、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」(平成11年西宮市条例第74号。以下「開発条例」という。)第14条及び第18条に規定する協議を円滑に進めるため、開発事業等に係る小売店舗の設置に関する届出の手続を定める。

(対象店舗)

第2条 開発条例第2条に定める開発事業又は小規模開発事業に伴い設置される一の建物であって、その建物内の小売業の店舗面積(「大規模小売店舗立地法」(平成10年法律第91号。以下「立地法」という。)第2条に規定する「店舗面積」をいう。)の合計が500㎡以上のものをいう。

(出店計画概要等の届出)

第3条 開発条例第2条に定める事業主は、小売店舗出店計画概要届出書に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、開発条例第14条第1項の規定による事業計画の届出又は開発条例第18条において準用する開発条例第14条第1項の規定による事業計画の届出までに行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず「良好なまちづくりのための商業環境形成指導要綱」(平成16年11月1日施行)の適用を受ける店舗の設置については、同要綱に定める手続をもって、本条の届出が行われたものとみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 西宮市中規模小売店舗出店届出要綱(以下「旧要綱」という。)に該当する小売店舗であって、この要綱の施行日以降に営業が開始されるものについては、この要綱を適用する。

なお、旧要綱に基づき出店計画等の届出がされるものについては、この要綱第2条の届出が行われたものとみなす。

3 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)の対象となる小売店舗のうち、同法に基づく届出、又は立地法に基づく出店に係る届出を行わないものについては、この要綱が適用されるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。